

⑫ 5 月各種運動教室の参加者を募集します

誰でも参加できる運動教室を毎月開催しています。ふるってご参加ください。

教室名	内容	期日	時間	参加費
ヒップホップ教室 (小学4～6年生対象)	楽しく覚えながらダンスをします。	5月10日、17日、 24日、31日 ※火曜日開催	午後5時30分～ 6時20分	2,000円 (月謝制)
ピラティス教室	インナーマッスルを鍛える人気のエクササイズです。	5月10日、24日 ※火曜日開催	午後6時30分～ 7時30分	1回500円
テニス教室	初心者クラスと経験者クラスがあります。	5月11日、18日、 25日 ※水曜日開催	午前10時～ 11時30分	4,200円 (月謝制)
ヨガ教室	心も体もリフレッシュできる今人気のヨガ入門クラスです。	5月12日、19日、 26日 ※木曜日開催	午前10時30分～ 11時30分	1回500円
エアロビクス教室	楽しく有酸素運動を行うエアロビクス教室です。	5月14日、21日、 28日 ※土曜日開催	午後1時15分～ 3時	2,000円 (月謝制)

会場 笠間市総合公園（笠間市箱田 867-1）※会場が変更になる場合があります。

定員 各教室 20 名程度（先着順）

持ち物 飲み物、タオル、上履き、ストレッチマット等 ※教室によって異なります。

体験会 各教室初回のみ無料体験できます。クラス開催日の前日までに総合公園管理事務所に直接または電話でお申し込みください。

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

申・問 笠間市総合公園（笠間市指定管理者 NPO 日本スポーツ振興協会） TEL 0296-72-9330

教室名	内容	期日	時間	参加費
骨盤体操	肩こり、腰痛予防を目的としてストレッチを用いた体操です。	5月16日、 23日、30日 ※月曜日開催	午前10時～11時	1回500円
リズムウォーク	歩く動作を中心としたエアロビクス入門クラスです。	5月12日、19日、 26日 ※木曜日開催	午後2時～3時	1回500円
キッズトレーニング (小学2年～4年生対象)	遊びを取り入れたコーディネーション運動教室です。	5月20日、27日 ※金曜日開催	午後4時30分～ 5時30分	2,000円 (月謝制)

会場 笠間市民体育館（笠間市石井 2068-1）※会場が変更になる場合があります。

定員 各教室 20 名程度（先着順）

持ち物 飲み物、タオル、上履き、ストレッチマット等 ※教室によって異なります。

体験会 各教室初回のみ無料体験できます。クラス開催日の前日までに市民体育館管理事務所に直接またはお電話でお申し込みください。

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 ※5 月 5 日は休館

申・問 笠間市民体育館（笠間市指定管理者 NPO 日本スポーツ振興協会） TEL 0296-72-2101

⑥土づくりのための施設・機械等の整備に補助します

笠間市では、畜産環境の保全およびたい肥還元による農地の地力増進、循環型農業の構築を図るため、高品質なたい肥の生産・流通を促進するための施設・機械の整備に対し、補助金を交付します。

対象 市内在住の農業者組織、畜産農家、認定農業者、特別栽培農産物認証取得者、エコファーマー認定者で、市税を滞納していない方。

対象施設・機械 たい肥調製施設（たい肥盤等）・たい肥調製機械（フロントローダ等）・たい肥散布機械（マニアスプレッダ等）。

補助金額 事業費（税抜額）の 3 分の 1 以内の額を補助します。
ただし、補助限度額は 1,000 千円です。

申込方法 補助金等交付申請書（農政課窓口備付または市ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入し、見積書、印鑑を持参のうえ、窓口でお申し込みください。
※すでに購入されている方は対象となりません。また、事業費 300 千円以下の軽微な機械または施設も補助の対象外です。

申請期限 10 月 7 日（金）

申・問 農政課（内線 526）

⑦農家の皆さんへ 貸したい農地、借りたい農地はありませんか？

農地中間管理機構では、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地の集積・集約化を推進しています。詳細は、茨城県農林振興公社ホームページを参照してください。

募集地域 笠間市内全域

申込方法 募集期間内に貸付希望申込書、利用権申請書等必要書類を、農政課または笠間市農業公社の窓口、農地中間管理機構へ直接提出してください。
※すでに継続登録されている方の申込みは不要です。

申込期間 5 月 2 日（月）～平成 29 年 3 月 31 日（金）

申・問 農政課（内線 541）

一般財団法人笠間市農業公社 TEL 0296-73-6439

農地中間管理機構 TEL 029-239-7131

ホームページ <http://www.ibanourin.or.jp/nourin/>

⑧犬のふんは持ち帰りましょう

【放置された犬のふんで困っています】

「犬のふん」に関する苦情が多く寄せられています。土地の所有者や周辺の方々を不快にさせるだけでなく、衛生上もよくありません。一部の心ない飼い主のために、犬を散歩している方全体に悪いイメージを持たれてしまう可能性もあります。

犬を散歩させるときは、公園や道路などの公共の場所はもちろん、他人の家の前や敷地、田畑や空き地に飼い犬のふんを放置しないようにしましょう。

【条例で規定されています】

飼い犬の所有者は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、リードを付け、ふんを処理するための用具の携帯と、排泄されたふんの持ち帰りが「笠間市すみよい環境条例第 29 条」に義務付けられています。

問 環境保全課（内線 125）

